

静岡市土地等利活用推進事業建設発生土受入要綱の一部を改正する要綱

静岡市土地等利活用推進事業建設発生土受入要綱（令和7年9月18日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><u>第1</u> この要綱は、本市の土地等利活用推進事業建設発生土受入地(以下「受入地」という。)において、<u>市内で施行される</u>工事により発生した土砂(以下「建設発生土」という。)を搬入する者と、本市との間における、受入地を利用した建設発生土の<u>受入れ</u>に関する契約事項を規定することを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p><u>第2</u> (略)</p> <p>(管理及び運営)</p> <p><u>第3</u> (略)</p> <p>(管理業務の委託)</p> <p><u>第4</u> (略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p><u>第5</u> 受入地を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>静岡市内で建設工事を行う事業者</u></p> <p>(2) <u>静岡市内で発生した建設発生土を取扱う</u>事業者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(受入可能日)</p> <p><u>第6</u> 受入地において建設発生土を受け入れる日は、次に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 <u>(前2号に定める日を除く。)</u></p> <p>(受入可能時間)</p>	<p>(目的)</p> <p><u>第1</u> 条 この要綱は、本市の土地等利活用推進事業建設発生土受入地(以下「受入地」という。)において、<u>建設工事</u>により発生した土砂(以下「建設発生土」という。)を搬入する者と、本市との間における、受入地を利用した建設発生土の<u>受入</u>に関する契約事項を規定することを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p><u>第2</u> 条 (略)</p> <p>(管理及び運営)</p> <p><u>第3</u> 条 (略)</p> <p>(管理業務の委託)</p> <p><u>第4</u> 条 (略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p><u>第5</u> 条 受入地を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 建設工事を行う事業者</p> <p>(2) 建設発生土を<u>取り扱う</u>事業者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(受入可能日)</p> <p><u>第6</u> 条 受入地において建設発生土を受け入れる日は、次に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(受入可能時間)</p>

<p><u>第7</u> (略)</p> <p>(受入地の利用制限)</p> <p><u>第8</u> 市長は、次に掲げる場合は、受入地の利用を中止させ、又は中断させることができる。</p> <p>(1) 台風、豪雨、地震等により<u>処理場内</u>に危険が生じた場合又は生じると予測される場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受入契約の成立)</p> <p><u>第9</u> 利用者は、受入地を利用しようとする場合は、あらかじめ建設発生土受入申請書(様式第1号)、搬入車両一覧表(様式2号)、搬入計画書、暴力団排除に関する誓約書兼同意書を提出し、市長の承諾を受けなければならない。ただし、静岡市工事入札参加資格認定業者登録のある利用者は、暴力団排除に関する誓約書兼同意書の提出を省略することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込があった場合において、受入地の利用を承諾したときは、<u>申込者</u>との間で建設発生土受入契約(以下「受入契約」)を締結するものとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 前<u>3</u>項の規定は、利用者が、第2項の規定による<u>承認</u>を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。</p> <p>(受入契約の解除)</p> <p><u>第10</u> 市長は、利用者による受入地の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、受入契約を解除することができる。</p>	<p><u>第7</u>条 (略)</p> <p>(受入地の利用制限)</p> <p><u>第8</u>条 市長は、次に掲げる場合は、受入地の利用を中止させ、又は中断させることができる。</p> <p>(1) 台風、豪雨、地震等により<u>受入地内</u>に危険が生じた場合又は生じると予測される場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受入契約の成立)</p> <p><u>第9</u>条 利用者は、受入地を利用しようとする場合は、あらかじめ建設発生土受入申請書(様式第1号)、搬入車両一覧表(様式第2号)、搬入計画書、暴力団排除に関する誓約書兼同意書を提出し、市長の承諾を受けなければならない。ただし、静岡市工事入札参加資格認定業者登録のある利用者は、暴力団排除に関する誓約書兼同意書の提出を省略することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込があった場合において、受入地の利用を承諾したときは、<u>利用者</u>との間で建設発生土受入契約(以下「<u>受入契約</u>」<u>という。</u>)を締結するものとする。</p> <p>3 <u>市長は、受入契約の締結とあわせ、利用者に建設発生土搬入券を交付する。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 前<u>各</u>項の規定は、利用者が、第2項の規定による<u>承諾</u>を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。</p> <p>(受入契約の解除)</p> <p><u>第10</u>条 市長は、利用者による受入地の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、受入契約を解除することができる。</p>
--	--

<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第11 利用者は、受入地の利用に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 建設発生土の搬入を開始するときは、事前に市長又は第4の規定により市長から管理業務の委託を受けた者に連絡しなければならない。</p> <p>(2) <u>建設発生土の搬入時及び搬入後には、受入地の周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、及び事故等の防止に努めなければならない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(受入基準)</p> <p>第12 受入地に受け入れる建設発生土は、次の<u>いずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土であること。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>2 搬入する建設発生土は、受入基準を満たしているか別表第2に定める調査試験を実施し、<u>搬入を開始する前に結果を提出すること。</u></p> <p>(入場禁止車両)</p> <p>第13 (略)</p> <p>(受入地への搬入)</p> <p>第14 受入地への搬入に係る手順は次の各号</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第11条 利用者は、受入地の利用に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 建設発生土の搬入を開始するときは、事前に市長又は第4条の規定により市長から管理業務の委託を受けた者に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 受入地の周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、及び事故等の防止に努めなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(受入基準)</p> <p>第12条 受入地に受け入れる建設発生土は、次の各号の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土、<u>第三種建設発生土、第四種建設発生土</u>であること。<u>ただし、第三種建設発生土及び第四種建設発生土は、市内の公共工事で発生したものに限る。</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>2 搬入する建設発生土は、受入基準を満たしていることを証する別表第2に定める調査試験結果又はストックヤード運営事業者登録制度に登録されている事業者が発行する<u>証明書を、搬入開始前に提出すること。</u></p> <p>(入場禁止車両)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(受入地への搬入)</p> <p>第14条 受入地への搬入に係る手順は次の各</p>
---	---

に掲げる順序の通りとする。

(1) 搬入車両には、第9第2項に規定する受入契約の際に受領した通行証を受入地の係員から見える位置に掲示すること。

(2) 利用者は、建設発生土搬入券を受付に提出し、受入地の係員の確認を受けること。

(3) ~ (4) (略)

5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に第12に規定する基準に適合しないものが発見された場合は、利用者の責任において撤去すること。

(処分場内の注意事項)

第15 受入地内での車両走行は、時速10km以下で走行しなければならない。

2 (略)

(建設発生土受入料の算定)

第16 建設発生土を受入地に搬入するに当たって利用者が市長に支払うべき代金（以下「受入料」という。）の額は、別表第1に定める搬入する建設発生土1立方メートル当たりの単価に次条第1項に定める土砂処分量を乗じた額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき課せられる消費税等の額をいう。）を加えて得た金額とする。

(建設発生土受入量への換算)

第17 市長は、受入地に搬入する建設発生土を車両の台数で管理し、搬入した車両台数に別表3に掲げる換算値を乗じて得た数量を搬入する建設発生土の建設発生土受入量とする。

2 (略)

(委託に係る届出)

第18 利用者は、受入地への建設発生土の搬入

号に掲げる順序の通りとする。

(1) 搬入車両には、第9条第2項に規定する受入契約の際に受領した通行証を受入地の係員から見える位置に掲示すること。

(2) 利用者は、受入契約の際に受領した建設発生土搬入券を受付に提出し、受入地の係員の確認を受けること。

(3) ~ (4) (略)

(5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に第12条に規定する受入基準に適合しないものが発見された場合は、利用者の責任において撤去すること。

(受入地内の注意事項)

第15条 受入地内での車両走行は、時速10km以下で走行しなければならない。

2 (略)

(建設発生土受入料の算定)

第16条 建設発生土を受入地に搬入するに当たって利用者が市長に支払うべき代金（以下「受入料」という。）の額は、別表第1に定める搬入する建設発生土1立方メートル当たりの単価に次条に定める建設発生土受入量を乗じた額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき課せられる消費税等の額をいう。）を加えて得た金額とする。

(建設発生土受入量への換算)

第17条 市長は、受入地に搬入する建設発生土を搬入車両の台数で管理し、搬入車両台数に別表3に掲げる換算値を乗じて得た数量を搬入する建設発生土の建設発生土受入量とする。

2 (略)

(委託に係る届出)

第18条 利用者は、受入地への建設発生土の搬

<p>業務を第三者に委託しようとするときは、<u>建設発生土受入申込書の提出時に搬入車両一覧表を併せて提出することにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(受入料の支払)</p> <p><u>第19</u> 市長は、利用者の受入地への建設発生土の搬入完了を確認したときは、市の発行する納付書により<u>建設発生土受入料の支払を請求するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(履行遅延による延滞)</p> <p><u>第20</u> 利用者が、<u>受入料を納入期日までに納入しないときは、当該受入料の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)</u>について、<u>納入期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納入期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)</u>に相当する延滞金額を加算して<u>納入しなければならない。</u></p> <p>(目的外利用の禁止)</p> <p><u>第21</u> (略)</p> <p>2 利用者は、<u>第19条第1項の規定により搬入業務を委託する場合を除き、利用契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第22</u> (略)</p>	<p>入業務を第三者に委託しようとするときは、<u>建設発生土受入申請書の提出時に搬入車両一覧表を併せて提出することにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(受入料の支払)</p> <p><u>第19条</u> 市長は、利用者の受入地への建設発生土の搬入完了を確認したときは、市の発行する納付書により受入料の支払を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(履行遅延による延滞)</p> <p><u>第20条</u> 利用者が、<u>受入料を支払期限までに支払わないときは、当該受入料の額について、支払期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該支払期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)</u>に相当する延滞金額を加算して<u>支払わなければならない。</u></p> <p>(目的外利用の禁止)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 利用者は、<u>第18条第1項の規定により搬入業務を委託する場合を除き、利用契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>
---	---

(料金改定)

第23 受入料については、諸事情をふまえ改定
するものとする。

(委任)

第24 (略)

別表1 (第2、第16関係)

処理場の名称	処理場の位置	1 m ³ 当りの単価
三保貝島地区公共建設発生土受入地	静岡市清水区 三保4028番1 他	9,000円

別表2 (第12条関係)

判定指標	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228

(委任)

第23条 (略)

別表1 (第2条、第16条関係)

受入地の名称	受入地の位置	受入料 (1 m ³ 当りの単価)			
		第一種建設発生土	第二種建設発生土	第三種建設発生土	第四種建設発生土
三保貝島地区公共建設発生土受入地	静岡市清水区三保4028番1外	9,000 円	9,000 円	10,700 円	12,700 円

別表2 (第12条関係)

判定指標	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228

土質材料の 工学的分類	地盤材料の工学 的分類工法	JGS 0051	土質材料の 工学的分類	地盤材料の工学 的分類工法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験 方法	JIS A 1203	自然含水比	土の含水比試験 方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方 法	JIS A 1204	土の粒度	土の粒度試験方 法	JIS A 1204
液性限界・塑 性限界	土の液性限界・ 塑性限界試験方 法	JIS A 1205	液性限界・塑 性限界	土の液性限界・ 塑性限界試験方 法	JIS A 1205

※1) 改良土の場合は、コーン指数のみを計測する。
 ※2) 1層ごとの突固め回数は25回とする。

別表3 (第17条関係)

車両区分	換算値 (m ³ /台)
10トン車	5.5 m ³
8トン車	4.4 m ³
6トン車	3.3 m ³
4トン車	2.2 m ³
2トン車	1.1 m ³

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

備考

1 改良土の場合は、判定指標としてコーン指数のみを計測する。

2 コーン指数の計測時の1層ごとの突固め回数は25回とする。

別表3 (第17条関係)

搬入車両区分	換算値 (m ³ /台)
10トン車	5.5 m ³
8トン車	4.4 m ³
6トン車	3.3 m ³
4トン車	2.2 m ³
2トン車	1.1 m ³